

1. 都市計画道路中3・4・87号若松駅前北渡線を3・4・87号白山中川町線に名称を改め、同路線ほか4路線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中3・5・54号安瀬線、7・5・2号浜六番町線及び7・6・5号本町北浜線を廃止する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・1・1	12号線	北九州市若松区大字安瀬	北九州市八幡西区浅川台三丁目	北九州市若松区大字安屋	約15,470m		8車線	50m		
	車線数の内訳		4車線			約430m					
			6車線			約2,020m					
			8車線			約13,020m					
	構造形式の内訳		北九州市若松区塩屋二丁目	北九州市若松区塩屋三丁目	北九州市若松区塩屋三丁目	約500m	嵩上式		40m		
						約14,970m	地表式		32m～50m	・自動車専用道路警護戸畑線と平面交差 ・幹線街路2号線と立体交差 ・幹線街路本城塩屋線と立体交差 ・幹線街路本城弘川線と立体交差 ・幹線街路割子川岩屋線と立体交差 ・幹線街路折尾青葉台線と立体交差 ・幹線街路と平面交差8箇所	
	3・4・71	安政町小石線	北九州市若松区中川町	北九州市若松区向洋町	北九州市若松区栄盛川町	約2,700m	地表式	4車線	20m	・幹線街路と平面交差6箇所	
	3・4・87	白山中川町線	北九州市若松区白山二丁目	北九州市若松区中川町	北九州市若松区中川町	約250m	地表式	2車線	20m	・幹線街路と平面交差2箇所	
	3・5・129	小石本村町線	北九州市若松区赤崎町	北九州市若松区小石本村町	北九州市若松区赤崎町	約360m	地表式	2車線	15m	・幹線街路と平面交差2箇所	
	3・3・31	本町桜町線	北九州市若松区本町二丁目	北九州市若松区桜町	北九州市若松区中川町	1,080m	地表式	4車線	25m	・幹線街路1号線と立体交差 ・幹線街路と平面交差4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」
理由
別紙のとおり

都市計画の案の理由書(北九州市決定)

北九州都市計画道路を変更する理由

本市の都市計画は、旧 5 市の計画を引き継ぎ、合併後、昭和 42 年の全市的な見直しを行って策定したものが基本となっております。

その柱となったのが、昭和 40 年に策定された「北九州市長期総合計画」です。この計画では、産業経済の発展等から本市の将来人口は約 30 万人増の約 135 万人になると見込んでおり、進展する宅地開発への対応や近隣地域への交通の円滑化、広域的な都市間連携の強化を図ることとしておりました。

しかし、昭和 50 年代の約 107 万人をピークに人口が年々減少していること、厳しい財政状況のなかでより効率的かつ効果的な道路整備の推進が求められていることといった近年の社会経済状況の変化や、「まちなか重視」といったまちづくりの方向性の転換などに伴い、都市計画道路網の見直しが必要となりました。

このような情勢から、平成 13 年 7 月、北九州市都市計画審議会に「北九州市都市計画道路網のあり方」を諮問し、平成 14 年 12 月に北九州都市計画審議会から答申を受けました。その後、平成 15 年 6 月から平成 16 年 7 月にかけて検討委員会で議論を行い、平成 16 年 12 月、「都市計画道路網の見直し（再編素案）について」をまとめました。

今回はそのなかで、「早期に再編すべき地域」と位置づけられた 5 地域の再編に併せて検討を進めてきた、「若松市街地」の都市計画道路の変更を行うものです。

○3・1・1 号 12 号線

都市計画道路 12 号線は、北九州市若松区大字安瀬を起点とし、同市八幡西区浅川台三丁目を終点とする延長約 15,820m、代表幅員 50m の都市計画道路です。

本路線は、響灘沿岸部の物流機能を担う重要な路線ですが、一部区間において、現在及び将来の交通量が少なく、既存の道路で十分にその機能が確保されることや、沿道の市街地形成が期待できないことなどから、整備効果が低いと考えられます。よって、本路線の一部区間を廃止するものです。

○ 3・4・71 号 安政町小石線

都市計画道路安政町小石線は、北九州市若松区浜町一丁目を起点とし、同市若松区赤崎町埋立地内を終点とする延長約 3,380m、代表幅員 20m の都市計画道路です。

本路線のほとんどの部分は整備が完了し、既に若松区内の重要な幹線道路として機能していますが、一部に未整備区間が存在します。この区間の周辺地域は、本路線に近接する他の道路整備が完了していることにより、迂回路となる既存の都市計画道路が十分に確保されており、現在及び将来の交通量に対しても十分な交通ネットワークの確保ができます。よって、本路線の起点を変更し、一部区間を廃止するものです。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・4・87号 白山中川町線（若松駅前北湊線から名称変更）

都市計画道路若松駅前北湊線は、北九州市若松区白山一丁目を起点とし、同市若松区老町二丁目を終点とする延長約1,200m、代表幅員20mの都市計画道路です。

本路線は、一部区間を除いて、現在及び将来にわたっても交通量が少なく、現道で十分な交通ネットワークが確保できます。よって、本路線の起点及び終点を変更し、一部区間を廃止するものです。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・5・54号 安瀬線

都市計画道路安瀬線は、北九州市若松区大字安瀬を起点及び終点とする延長約640m、代表幅員15mの都市計画道路です。

本路線の周辺地域は、準工業及び工業専用地域が大半ですが、既存の臨港道路が既に整備されていることや、現況及び将来の交通量が少ないことから、現道でも十分な交通ネットワークが確保されています。よって、本路線を廃止するものです。

○3・5・129号 小石本村町線

都市計画道路小石本村町線は、北九州市若松区響南町を起点とし、同市若松区小石本村町を終点とする延長約1,560m、代表幅員15mの都市計画道路です。

本路線の周辺地域は、大半が住居地域で、現在及び将来にわたっても交通量が少なく、現道でも十分な交通ネットワークが確保されています。よって、本路線の起点を変更し、一部区間を廃止するものです。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示

を行います。

○7・5・2号 浜六番町線

都市計画道路浜六番町線は、北九州市若松区桜町を起点とし、同市若松区浜町一丁目を終点とする延長約 870m、代表幅員 15m の都市計画道路です。

本路線の周辺地域は、大半が住居地域で、現在及び将来にわたっても交通量が少なく、現道でも十分な交通ネットワークが確保されています。よって、本路線を廃止するものです。

○7・6・5号 本町北浜線

都市計画道路本町北浜線は、北九州市若松区本町一丁目を起点とし、同市若松区北浜一丁目を終点とする延長約 760m、代表幅員 11m の都市計画道路です。

本路線の周辺地域は、大半が住居地域で、現在及び将来にわたっても交通量が少なく、現道でも十分な交通ネットワークが確保されています。よって、本路線を廃止するものです。

○3・3・31号 本町桜町線

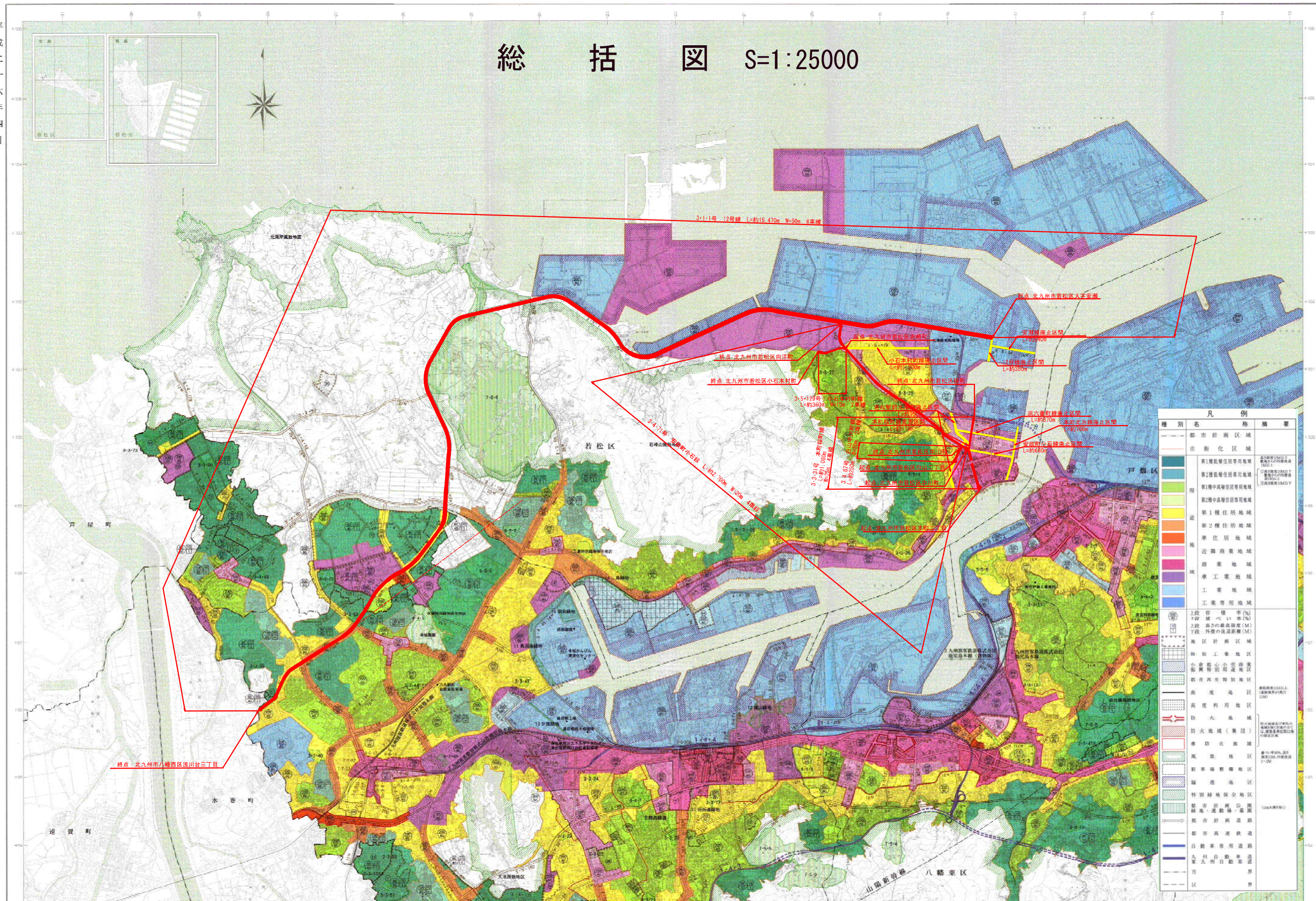
都市計画道路本町桜町線は、北九州市若松区本町二丁目を起点とし、同市若松区桜町を終点とする延長約 1,080m、代表幅員 25m の都市計画道路です。

本路線は、3・4・87号若松駅前北湊線と平面交差していますが、若松駅前北港線の一部区間の廃止に伴い、本路線においても一部区間の整備の必要がなくなりました。よって、本路線の一部区間の幅員を変更するものです。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

[illegible]

総括図 S=1:25000

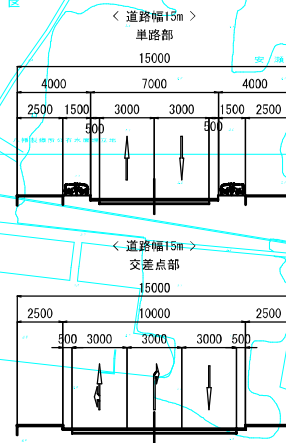


凡 例		
種 別	名 称	備 考
用 地	都市計画区域	
	市街化区域	
	第1種低層住居専用地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	第2種低層住居専用地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	第1種中高層住居専用地域	容積率200%以下、高さ24m以下
	第2種中高層住居専用地域	容積率200%以下、高さ24m以下
	第1種住居地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	第2種住居地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	準住居地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	近隣商業地域	容積率150%以下、高さ12m以下
地 域	商業地域	容積率200%以下、高さ24m以下
	準工業地域	容積率150%以下、高さ12m以下
	工業地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	工業専用地域	容積率100%以下、高さ12m以下
	上段普通街路(幅員10m以上)	
	下段普通街路(幅員5m以上)	
	上段高さの最高限度(M)	
	下段高さの最高限度(M)	
	地区計画区域	
	特別工業地区	
区 界	六ヶ所中心市街地	
	臨海特別用途地区	
	都市再生特別地区	
	高度利用地区	
	防火地域	
	防火地域(集団)	
	準防火地域	
	風致地区	
	駐車場整備地区	
	臨港地区	
市 界	特別緑地保全地区	
	都市計画公園	
	緑地・運動場・集会所	
	都市計画道路	
	都市高速鉄道	
	自動車専用道路	
	九州自動車道	
	市界	
	区界	
	境界	

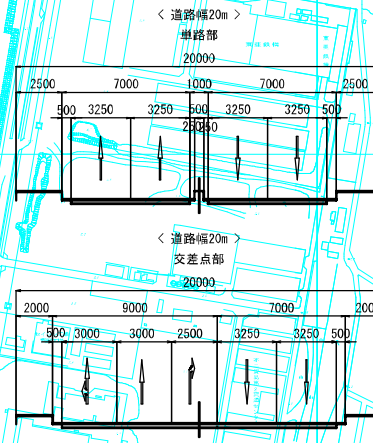
新旧対照図(1/2) S=1:2,500

- 3・1・1号 12号線
- 3・3・31号 本町桜町線
- 3・4・71号 安政町小石線
- 3・4・87号 若松駅前北湊線
- 3・4・87号 白山中川町線
- 3・5・54号 安瀬線
- 3・5・129号 小石本村町線
- 7・5・2号 浜六番町線
- 7・6・5号 本町北浜線

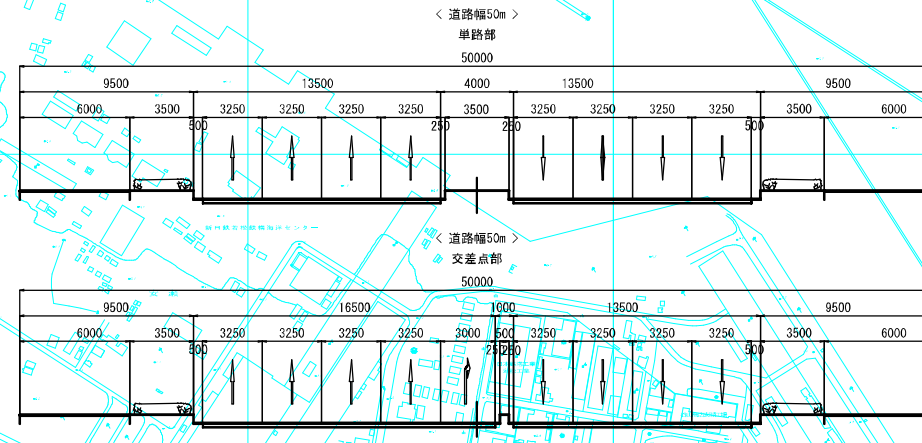
計画横断面 S=1:100
3・5・129号 小石本村町線



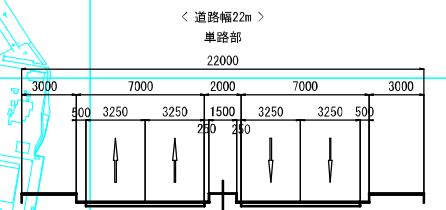
計画横断面 S=1:100
3・4・71号 安政町小石線



計画横断面 S=1:100
3・1・1号 12号線



(廃止区間)
計画横断面 S=1:100
3・1・1号 12号線



終 点
北九州市若松区赤崎町埋立地内

終 点
北九州市若松区向洋町

3・5・129号 小石本村町線
L=約360m W=15m 2車線

3・5・129号 小石本村町線
L=約1,560m W=15m

(小石本村町線 廃止区間 L=約1,200m)

起 点
北九州市若松区響南町

起 点
北九州市若松区大字安瀬

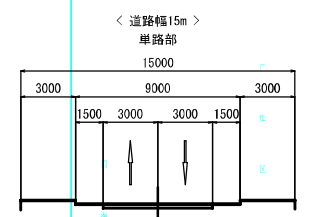
起 点
北九州市若松区大字安瀬

3・5・54号 安瀬線
L=約640m W=15m

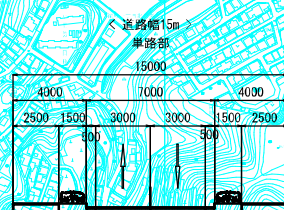
(安瀬線 廃止区間 L=約640m)

終 点
北九州市若松区大字安瀬

(廃止区間)
計画横断面 S=1:100
3・5・54号 安瀬線



(廃止区間)
計画横断面 S=1:100
3・5・129号 小石本村町線



3・4・71号 安政町小石線
L=約2,100m W=20m 4車線

3・4・71号 安政町小石線
L=約3,380m W=20m

変更増	
変更無	
変更減	

1:2,500

0 100 200 300 400 500m

接合線

接合線

